

# 岐 阜 県 公 報

第 四 百 二 十 二 号  
令 和 五 年 八 月 二 十 五 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課) 三八一
指定医療機関の廃止の届出	(同) 三八二
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 三八二
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 三八三
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同) 三八三
道路の区域変更	(道路維持課) 三八三
道路の供用開始	(同) 三八四
議会告示	
岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の一部改正	(議会総務課) 三八五
公 示	
土地改良区の設立認可 落札者等に関する公示	(農地整備課) 三八五 (会計課) 三八五

## 告 示

岐阜県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なな歯科クリニック	羽島郡岐南町三宅八の一三七 ぎ なんメデイカルスクエアB区画	令和五・四・一
かんべ内科クリニック	大垣市木戸町二の八〇	令和五・六・一
早稲田クリニック	可児市広見一丁目一七番地 大晃 ビル三階	同
伊藤 歯科 医院	養老郡養老町押越一〇一七の七	同
和光会在宅クリニック 大垣	大垣市三塚町丹瀬四六三の一	令和五・七・一
ばんの内科	郡上市美並町白山七七九	同

み き 薬 局 大垣市上面二丁目五七番地六 同

岐阜県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社ファミリア	岐阜市竹鼻町丸の内十丁目七二番地五	ファミリア訪問看護ステーション	岐阜市竹鼻町丸の内十丁目七二番地五	令和五年四月一日
株式会社フロンティアの介護	愛知県名古屋市長区泉一丁目一九番地八	ナーシングサポート多治見	多治見市松坂町一丁目一三の一	令和五年七月一日
株式会社 r i t a	揖斐郡池田町池野五八〇の一	オハナ訪問看護ステーション	揖斐郡池田町池野五八〇の一	同
株式会社 福ふく	中津川市千旦林一六一番地	地域訪問看護 福ふく	中津川市西宮町四の一三	同
合同会社 H C O	大垣市今宿六の五二の一六六	ヘルスコンサルタントオフィス	大垣市今宿六の五二の一六六	同

岐阜県告示第三百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
なな歯科クリニック	羽島郡岐南町三宅八の一三七 ぎなんメデイカルスクエアB区画	令和四年四月三〇日
かんべ内科クリニック	大垣市木戸町二の八〇	令和五年五月三十一日
早稲田クリニック	可児市広見一丁目一七番地 大晃ビル三階	同
伊藤 歯科 医院	養老郡養老町押越村東一〇五一の四	同
ばん の 内 科	郡上市美並町白山七七九	令和五年六月三〇日

岐阜県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称  
 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地  
 訪問看護ステーション等の名称  
 訪問看護ステーション等の所在地  
 年月日更

公益社団法人 岐阜市数田南五丁目一四番五三号  
 岐阜県看護協会

公益社団法人 岐阜県看護協会  
 立訪問看護ステーション各務原

新 各務原市那加 石山町一丁目一  
 五・五二五  
 令和五年八月二十五日

岐阜県告示第三百五十五号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

株式会社ウィーズ中部

愛知県一宮市八町通二六 一（二階）

居宅療養管理指導

い び 薬 局

揖斐郡池田町八幡字神明ノ木二六九五 二

令 和 五 ・ 七 ・ 一

同

同

介護予防  
居宅療養  
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 年月日  
 恩 田 由 敏 恩 田 接 骨 院 瑞穂市馬場春雨町一 三 トヨタ ハイツーフ 令和五年八月二十五日  
 岐 阜 県 告 示 第 三 百 五 十 七 号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県 各務原線		各務原市那加長塚町一丁目二番一地从先から		同 市 同 町 一丁目一四番地先まで		後	前	ル(メートル)	員	ル(メートル)	延	長	備考
						三・二	三・二	一六〇	一六〇	三・二	三・二		

岐阜県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県 温湯屋線		下呂市小坂町赤沼田字大沢上二六八番一地从先から		同 市 同 町 同 字 横道下二二五番地先まで		後	前	ル(メートル)	員	ル(メートル)	延	長	備考
						三・八	三・〇	一〇・三	一〇・三	四・四	四・四		

岐阜県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県 白川線		加茂郡白川町中川字波反一七〇番三地从先から		同 郡 同 町 同 字 城山一七三番三地从先まで		後	前	ル(メートル)	員	ル(メートル)	延	長	備考
						四・七	二・八	二〇・八	二〇・八	七・六	七・六		

岐阜県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始		備考	
岐 阜 県 一般国道		四百十七号		揖斐郡池田町六之井字深池一四七六番一地从先から		ル(メートル)	員	の	期	日	ほ(か)
						五・九	五・九	五・八	五・八	五・九	五・九

議 会 告 示

岐阜県議会告示第二号

岐阜県議会の保有する個人情報保護に関する条例の施行に関する規程（令和五年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十五日

岐阜県議会議長 野 島 征 夫

第四条第一号二中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規程は、令和五年八月二十五日から施行する。

公 示

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	認可年月日
平尾土地改良区	平尾地区	令和五・八・九

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 警察WANシステムサーバー機器の貸借及び保守業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年5月26日
- 4 落札者を決定した日 令和5年7月7日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号  
東京センチュリー株式会社名古屋営業部  
名古屋営業部長 荒井 宏樹
- 6 落札金額 84,414,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係  
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和五年八月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社